

新年度『扶養家族』状況に変更がある方へのお願い

新年度を迎えて被扶養者(家族)の状況に変更はございませんか。
変更があった場合は、被扶養者(異動)届(保険証添付)を忘れずにご提出ください。

被扶養者の資格喪失について

扶養家族が就職された場合は、就職先の健康保険の適用になりますので、資格喪失手続きが必要となります。また、就職以外でもパートやアルバイトにより月額108,334円(年額130万円)以上の収入が見込まれる場合や、雇用契約等が変更となり社会保険へ加入された場合も被扶養者の資格がなくなりますので、手続きが必要になります。

※パート、アルバイト等で給与収入がある場合は、月額の収入が認定基準となります。

※収入は税控除前の総支給額で算出し、賞与、交通費、各種手当を含みます。

※繁忙期の残業等により一時的に収入が増加する場合は、勤務先の証明を提出いただくことで、連続して2年までは扶養継続が可能になります。(2023年10月20日付厚生労働省通知)

※60歳以上または障害年金を受けられる程度の障がい者の場合は月収15万円(年収180万円)以上で資格喪失となります。

▼資格喪失手続き▼

- 【提出書類】 ①被扶養者(異動)届 ※原則5日以内
②NIPPO健保組合の保険証(返却)
③新しい保険証の写し(国保加入の場合は不要) ※後日送付も可
- 【提出先】 人事部勤労厚生グループ

資格喪失後の医療費等の返還について

扶養資格の喪失日以降にNIPPO健保組合の保険証を使用し受診された場合は、健保組合が負担した医療費を返納していただくことになります。

資格喪失日以降に医療機関を受診される場合には、必ず健康保険が変わった旨を告げ、新しい保険証もしくはマイナンバーカードで受診するようお願いいたします。

被扶養者の適正な認定について、ご理解とご協力をお願いします

健保組合の保険給付の財源は、従業員の皆様や会社から納めていただいている健康保険料です。資格のない人が被扶養者として健康保険に加入した場合、支払う必要のない給付を行うことになり、皆様からお預かりした大切な保険料を不適切に使うこととなります。また、健保組合では高齢者を支えるための納付金や介護納付金等を国に拠出していますが、納付金等の額は被扶養者を含めた加入人数をもとに決められるため、資格のない人が加入していると納付金等の金額が増え、健保財政に悪影響を与えることとなります。

健保組合では厚生労働省の指導により毎年「被扶養者の確認(検認)」を行っておりますが、皆様におかれましても、被扶養者の資格要件を認識いただき、資格喪失の際は速やかに手続きいただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。